

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会役員報酬規程

平成16年11月1日

規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第25条の規定に基づき、協議会役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、協議会の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員の報酬については、評議員会の承認を得て、予算の範囲内において支給することができる。

- 2 役員報酬の支給対象役員は会長及び副会長とする。
- 3 報酬は年額で会長300,000円及び副会長80,000円とする。
- 4 報酬は年度末に支給する。

(公表)

第4条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 （平成16年規程第16号）

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月24日から施行する。

附 則 （平成29年規程第7号）

- 1 この規程の改正に伴い、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会役員報酬規程内規は廃止する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。